

離島対策等支援事業に要する事務費用について

1. 離島対策等支援事業に要する事務費用の考え方

指定再資源化機関たる(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部では、一定規模の特定再資源化預託金等の発生が確認された後に、速やかに離島対策等支援事業を開始できるように、関係自治体と協力しつつ、具体的な実務運用の詳細を検討しているところ(「別紙」参照)。

この再資源化支援部の事務に要する費用については、離島対策等支援事業を行うにあたって不可欠のものであるため、自動車リサイクル法第98条の規定に基づき、特定再資源化預託金等の出えん対象とすることと整理されている。

平成16年度は、特定再資源化預託金等の発生が見込まれないため長期借入を実施し財源を手当したが、法律が本格施行される平成17年度以降については、剰余金を原資として再資源化支援部の事務を行うこととする。

【参考】自動車リサイクル法上の規定

● 自動車リサイクル法第98条第1項(抜粋)

資金管理法人は、……、又は指定再資源化機関に対し第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、……出えんすることができる。

……

2. 平成17年度における再資源化支援部事務費用について

平成17年度においては、離島対策等支援事業の本格実施に向けて、引続き体制整備を進めつつ、関係地方自治体の離島対策事業計画の作成の支援や緊密な情報交換等を行うこととしており、そのために138百万円の支出を要することとなる。そのため、前期繰越収支差額及び手元流動性の確保等を勘案すると全体で125百万円の特定再資源化預託金等の出えんが必要(「添付」参照)。

以上